

(件名) 熊本地震発生後の川内原発について

(陳情の趣旨)

2016年4月16日のマグニチュード7.3の熊本地震に続いて、10年後の今年7月28日にマグニチュード7.1の令和8年熊本地震が発生しました。震源は川内原発に約30キロ近づきました。

今回はマグニチュードが0.2小さいにも関わらず、川内原発の岩盤上の揺れは8.6ガルから22.9ガルへ2.66倍も大きくなりました。マグニチュードが1小さくなると地震のエネルギーが32分の1に小さくなります。0.2小さくなるということは約0.5倍に小さくなるということです。2016年の熊本地震より0.5倍小さな地震でしたが、震源が30キロ近づいたら、2.66倍も揺れたのです。

そして、南に続く日奈久断層の割れ残りが動く可能性が懸念されています。さらに震源が近づいたら川内原発の揺れはどうなるのでしょうか。

また、政府の地震調査研究推進本部は、鹿児島県内にマグニチュード7クラスの地震を起こす可能性のある3つの活断層帯があるとし、甕断層帯の甕区間はマグニチュード7.5程度、出水断層帯は7.0程度、市来断層帯の甕海峡中央区間では7.5程度と発表しています。未知の活断層が動く可能性もあります。

川内原発に向かうように見える活断層ですが、約10キロ程度のところで止まっています。しかし、地震は10キロ内でも発生しています。このことは九電が発表している「川内原子力発電所周辺の地震観測結果(2025年度)2026年9月」の川内原子力発電所周辺の地震観測結果の詳細の8、9ページの震央分布図に表示されています。

本当に活断層は原発近くまで延びていないのでしょうか？また地震の時に活断層が延びるのでしょうか？原発の直下には多数の断層がありますが、地震発生時にずれたら建屋が破壊されますが、それは起きないのでしょうか？

運転開始から40年を超えた川内原発が、熊本地震によりどのような影響が発生しているのか。運転を停止しなければ状態を確認できない施設、機器配管があるはずです。

原子力規制委員会は電力会社から提出された資料を審査するという方針であり、独自に検証することはありません。中部電力は基準地震動を小さくするためにデータを不正操作したことが内部告発によって明らかになりました。規制委員会は不正を見破れず、内部告発がなければ不正操作は成功していたのです。

川内原発の基準地震動は「震源を特定せず策定する地震動」によるものですが、九電は2021年4月26日に原子力規制委員会へ標準応答スペクトルを考慮した地震動を提出しました。少し大きくした基準地震動を提出しました。そして「本変更については工事を伴わない。」と記載しました。しかし規制委員会は認めず、より大きくなりました。しかし、県の専門委員会でも議論がありましたが、それで十分なのだろうかと思っています。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1、九州電力に対して、川内原発を止め、運転開始から 40 年を超えた川内原発が、令和 8 年熊本地震によりどのような影響が発生しているのか、確認を求めること。